

当社従業員による売上過大計上について

当社は、東芝グループとして実施している不適切会計問題の再発防止策を推進する過程で5.2億円の売上過大計上を認識しました。本件につきましては、東芝グループの2016年度第2四半期連結決算において是正処理されております。

このような事態が発生いたしましたことは誠に遺憾であり、皆様にご迷惑をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

1. 認識された事実と第2四半期決算における対応

当社のある営業課において特定の顧客を担当する担当者が、2003年以降、実際の契約金額を上回る額で売上を計上しておりました。その過程で同担当者は、売上計上に必要な根拠資料として、将来売上予定の他案件の注文書・検収書の流用や、注文書・検収書の偽造を行っておりました。

売上過大計上に伴い滞留債権が発生しておりましたが、同担当者から回収可能と報告されていたためにこの不正を長期間発見することができませんでした。この結果、過大売上の累積額が2016年9月末時点で5.2億円まで拡大しておりました。

当社では昨年来、東芝グループで実施している不適切会計の再発防止策として債権管理強化に取り組んでおり、その中で本事案を認識しました。なお、上記のとおり東芝グループの2016年度第2四半期決算において是正処理されております。

2. 本件の原因と対応

本事案は、製作コストが増加した場合には本来顧客への追加注文交渉が必要となるところ、製造部門には追加費用を安易に認め、顧客に対しては追加交渉を怠り、売上の過大計上に及んだものです。また、会社規程では売上計上に当たり責任者が注文書・検収書を根拠資料として確認することが必要ですが、本事案では責任者が根拠資料の精査を怠り、規程が正しく運用されておませんでした。

当社は、今回事案が発生した営業組織を見直すとともに、全社で売上手続や債権管理の規程遵守を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

3. 再発防止のための取組

(1) 組織・人事の見直し

本事案が発生した営業課を廃止し、当該機能を他の営業組織に統合する。

営業コンプライアンス推進室を新設し、営業部門における会計処理の適正化を推進する。

(2) 売上手続規程の運用厳格化

売上手続に当たり、根拠資料である注文書と検収書だけでは案件の特定が不十分である場合は、更に客先作成の購入仕様書まで参照して案件を特定した上、売上計上を行うこととする。

(3) 債権管理の強化

滞留債権については、社長・経理担当役員・営業統括部長が出席する会議において、顧客に確認の上で回収可能性を判断し、適切な会計処理を行う。また、売掛債権について経理部門が四半期毎に顧客との残高確認を実施し、差異がある場合は原因を調査して適切な会計処理を行う。

今後同様の事態が二度と発生しないよう、内部統制の一層の強化に取り組んでまいります。

以上